



第93回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

静岡県湖西市鷺津2418番地
株式会社ユニバンス 本社会議室

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいようお願い申し上げます。
議決権行使期限：2026年6月25日（木曜日）
午後5時まで

株式会社ユニバンス

証券コード：7254

証券コード 7254
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

静岡県湖西市鷺津2418番地

株式会社ユニバンス

代表取締役会長 鈴木 一 和 雄

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.uvc.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7254/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ユニバンス」又は「コード」に当社証券コード「7254」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

1. スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

2. パソコンをご利用の方

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県湖西市鷺津2418番地
株式会社ユニバンス 本社会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第93期（自2025年4月1日至2026年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（自2025年4月1日至2026年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 役員賞与支給の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットによる議決権行使と書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットによる議決権行使と書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、定款第19条の規定に基づき、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第21条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎当日は、当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.uvc.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

◎お身体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ

- ・会場には障がい者用駐車スペースを設けておりますので、お車でご越しの際はご利用ください。
  - ・株主総会当日は、ご要望に応じて運営スタッフのご案内およびご支援をさせていただきます。ご来場にあたりサポートをご希望の方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
- 問合せ先：株式会社ユニバンス 総務部 電話番号：053-576-1311



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始:午前9時）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

入印取極

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

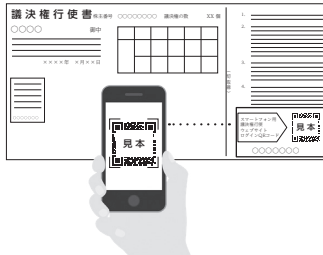
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱いたします。
- ・インターネットによる議決権行使と書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・インターネットによる議決権行使と書面（郵送）が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

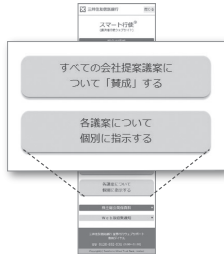
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

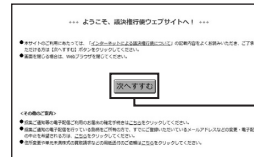
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

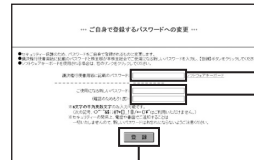
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00)

# 事業報告

( 自2025年 4 月 1 日 )  
( 至2026年 3 月31日 )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経営環境につきましては、ウクライナを巡る状況が膠着する中、イランを含む中東地域において武力衝突を含む情勢が一段と緊迫化し、原材料価格やエネルギー価格は高止まりする状況が続きました。また、米国では関税政策を巡り方針の変更や見直しが相次いだことから、世界経済の不透明感は一層高まりました。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、主に、一部顧客のエネルギー関連コスト高騰を背景とした最終需要減速に伴う生産調整により、日本拠点において売上減少影響を受けたものの、米国追加関税発動前の駆け込み需要による売上増加や、タイヤパーツに対する円安に伴う為替換算影響、原材料価格上昇に対する販売価格是正の進展等の影響により、565億42百万円となり、前年同期に比べ26億26百万円（4.9%）の増加となりました。

利益面におきましては、賃上げによる労務費と仕入コストの増加等の減益影響がありましたが、売上増加に加え、円安による為替影響や収益改善活動による利益増加影響により、営業利益は50億13百万円（前期比24.4%の増加）、経常利益は52億63百万円（前期比19.8%の増加）となりました。しかしながら、当社において事業の収益性の低下が見られたことによる生産設備等の減損損失16億22百万円、また連結子会社である株式会社遠州クロムの工場敷地内における土壌および地下水汚染（注）への対応に関連し、将来の当工場敷地での操業終了に伴い不要となる資産の減損損失3億10百万円と土壌修復工事方法の変更による追加の支払い見込み額等を環境対策引当金繰入額として6億67百万円、また当社が保有する投資有価証券に対する評価損5億16百万円を、それぞれ特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は9億23百万円（前期比68.7%の減少）となりました。

（注） 前々連結会計年度において、当社連結子会社である株式会社遠州クロム（浜松市）の工場敷地内で地下水汚染の自主調査を行った結果、環境省令に定める基準値を超える特定有害物質（六価クロム）が検出されました。当該調査の結果については浜松市に報告し、2023年12月2日付けで公表されております。前連結会計年度においては、行政当局および専門家の指導の下、汚染地下水の流出防止対策を行い、2025年2月13日浜松市に「措置完了届」を提出し、受領されました。今後も引き続き近隣住民・事業者の安心安全を最優先とし、昨今頻発する自然災害への対策についても検討を重ね、行政当局および専門家の指導を仰ぎながら恒久的な土壌修復を行ってまいります。

セグメントの概要は次のとおりです。

### 1) ユニット事業

売上高は、主に、一部顧客のエネルギー関連コスト高騰を背景とした最終需要減速に伴う生産調整により、日本拠点において売上減少影響を受けたものの、アジア拠点において米国追加関税発動前の駆け込み需要による売上増加や、タイバーツに対する円安に伴う為替換算影響、原材料価格上昇に対する販売価格是正の進展により、374億43百万円（前期比5.5%の増加）となりました。セグメント利益につきましては、日本拠点での操業度低下による利益減少影響はありましたが、アジア拠点での操業度向上や為替影響により52億6百万円（前期比24.1%の増加）となりました。

### 2) 部品事業

売上高は、主に米国拠点における顧客の好調な販売に伴う売上増加により、190億65百万円（前期比3.7%の増加）となりました。セグメント利益につきましては、米国拠点における販売増加に伴う操業度向上や工程改善活動による利益増加影響はあったものの、日本拠点における賃上げによる労務費と仕入れコストの増加等により2億19百万円の損失（前期は1億79百万円の損失）となりました。

### 3) その他事業

セグメント利益につきましては、19百万円の利益（前期比116.6%の増加）となりました。

（単位：百万円）

| 事業区分   | 第92期   |       | 第93期   |       | 増減    |        |       |          |
|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|----------|
|        | 売上高    | 営業損益  | 売上高    | 営業損益  | 売上高   |        | 営業損益  |          |
| ユニット事業 | 35,499 | 4,195 | 37,443 | 5,206 | 1,944 | (5.5%) | 1,010 | (24.1%)  |
| 部品事業   | 18,384 | △179  | 19,065 | △219  | 681   | (3.7%) | △40   | (-%)     |
| その他事業  | 32     | 8     | 33     | 19    | 1     | (3.6%) | 10    | (116.6%) |
| 消去又は全社 | －      | 5     | －      | 7     | －     | －      | 1     | －        |
| 合計     | 53,915 | 4,031 | 56,542 | 5,013 | 2,626 | (4.9%) | 981   | (24.4%)  |

(2) **資金調達の状況**

特に記載すべき事項はありません。

(3) **設備投資等の状況**

当連結会計年度における設備投資の総額は、21億42百万円であります。

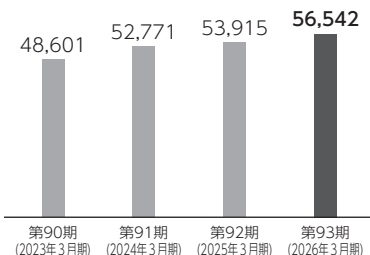
また、各セグメントの主な投資は、次のとおりであります。

ユニット事業における設備投資額は12億33百万円であり、主な内容は開発強化及び新規製品立ち上がりのための設備等によるものであります。

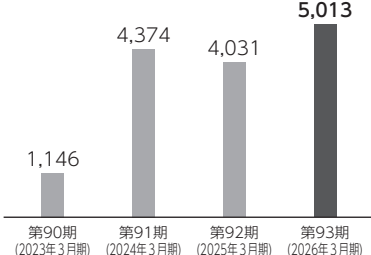
部品事業における設備投資額は8億96百万円であり、主な内容は能力維持・更新及び合理化のための設備等によるものであります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

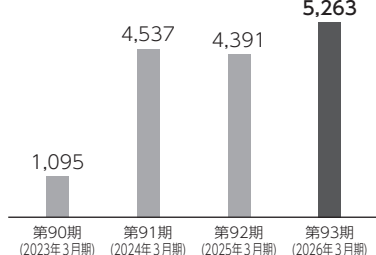
売上高 (単位：百万円)



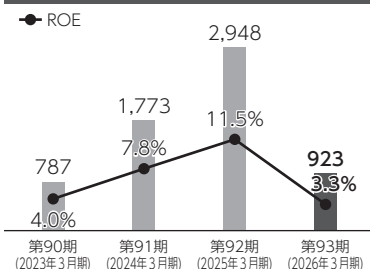
営業利益 (単位：百万円)



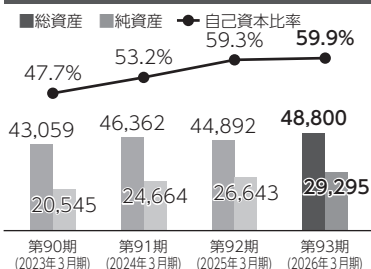
経常利益 (単位：百万円)



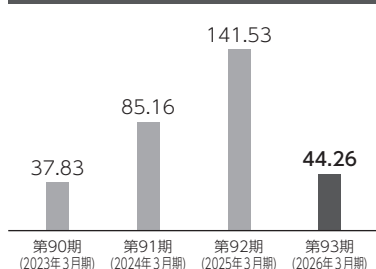
親会社株主に帰属する当期純利益 / ROE (単位：百万円)



総資産／純資産／自己資本比率 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



| 区 分                   | 第 90 期<br>(2023年3月期) | 第 91 期<br>(2024年3月期) | 第 92 期<br>(2025年3月期) | 第 93 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年3月期) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)           | 48,601               | 52,771               | 53,915               | 56,542                            |
| 営 業 利 益 (百万円)         | 1,146                | 4,374                | 4,031                | 5,013                             |
| 経 常 利 益 (百万円)         | 1,095                | 4,537                | 4,391                | 5,263                             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 787                  | 1,773                | 2,948                | 923                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 37.83                | 85.16                | 141.53               | 44.26                             |
| 総 資 産 (百万円)           | 43,059               | 46,362               | 44,892               | 48,800                            |
| 純 資 産 (百万円)           | 20,545               | 24,664               | 26,643               | 29,295                            |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 986.35               | 1,184.10             | 1,278.82             | 1,401.66                          |

(5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金    | 当社の出資比率(%) | 主 要 な 事 業 内 容             |
|--------------------|----------|------------|---------------------------|
| 株 式 会 社 遠 州 ク ロ ム  | 10百万円    | 100.00     | 特殊メッキ加工業                  |
| 株 式 会 社 K サ ー ビ ス  | 15百万円    | 100.00     | 物流容器の洗浄および工場付帯サービス、物流サービス |
| 株式会社富士部品製作所        | 15百万円    | 100.00     | 自動車部品の製造販売                |
| ユ ニ バ ン ス I N C .  | 19百万US\$ | 100.00     | 同上                        |
| PT.ユニバンスインドネシア     | 48百万US\$ | 98.13      | 同上                        |
| ユニバンスタイランドCo.,Ltd. | 202百万THB | 100.00     | 同上                        |
| ユニバンスアメリカINC.      | 123千US\$ | 100.00     | 北米地域における営業及び市場調査          |

(注) 株式会社ウエストレイクと富士協同運輸株式会社は、既存事業の強化、並びに販売力・経営資源の有効活用及び効率化を図り、さらなる企業価値の向上を目的として、2025年4月1日付で合併し商号を株式会社Kサービスに変更致しました。

## (6) 対処すべき課題

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、当社グループを取り巻く事業環境は引き続き大きな変化の局面にあります。気候変動への対応や脱炭素化に向けた取り組みが進展する一方で、自動車部品業界では車両電動化をはじめとする技術革新や市場ニーズの多様化が進んでいます。また、ウクライナおよび中東情勢の長期化による地政学リスクに加え、物価や賃金の上昇、通商政策の動向などにより、世界経済の先行きは引き続き不透明な状況にあります。

自動車部品業界を取り巻く技術革新や市場ニーズの多様化、需要構造の変化および不確実性が常態化する事業環境の下、当社グループが既存事業の競争力・収益性を維持・強化しつつ、将来に向けた新たな価値創造を継続的に実現していくためには、組織・業務の柔軟性、人材の成長、迅速な経営判断を可能とする企業基盤の強化が重要な経営課題であると認識しております。

当社グループは、こうした環境変化を前提として、創業の精神「常に今よりも高きものに」と Vision2030「ものづくりを通じたことづくりで社会に貢献する」の実現を目指し、事業活動を通じた社会価値の創出と企業としての持続的な成長の両立を図っていく必要があると考えています。

このような認識のもと、変動の大きい事業環境においても企業価値の向上を実現していくため、当社グループは以下の三点を対処すべき課題として位置づけ、継続的に取り組んでまいります。

### 1. 既存事業領域での競争力向上と事業の拡大

当社グループは、こうした事業環境の変化を踏まえ、既存資産の有効活用や生産拠点の特性に応じたプロセス設計を通じて、『ものづくり競争力の向上』と『各生産拠点における自律的な経営』を進め、既存商品の競争力および収益力の強化に取り組んでいます。また、市場環境や顧客ニーズの変化に柔軟に対応し得る体制のもと、競争優位性のある価格設定と商品力を基盤としたソリューション提案を推進するとともに、将来的な技術開発力の強化を視野に入れつつ、既存市場および隣接市場への拡大を図ってまいります。

### 2. 新規事業の創造

当社グループが掲げる Vision2030「ものづくりを通じたことづくりで社会に貢献する」を持続的に実現していくためには、既存事業の強化にとどまらず、将来に向けた新たな価値創造の可能性を主体的に広げていくことが重要な経営課題と認識しています。

当社グループは、社会や顧客の課題を起点として、既存技術の深化や新たな発想を組み合わせることにより、新たな提供価値の事業化を目指しています。また、既存事業にとらわれない柔軟な視点のもとで課題解決に取り組む活動を並行して進めることで、事業ポートフォリオの多様化を図り、中長期的な成長に資する新規事業の創出に取り組んでまいります。

### 3. 企業基盤の強化

当社グループは、カーボンニュートラルへの対応や業務プロセスの変革、人的資本の充実を含む基盤整備を通じて、環境・社会・ガバナンスに配慮した事業運営を推進するとともに、経営判断と執行のスピードを高め、組織が自律的に行動できる体制の構築を進めてまいります。これにより、事業環境の変化や不測の事態にも対応可能な企業基盤を整え、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

【対処すべき課題に共通する取り組みの考え方】

上記の諸課題に取り組むにあたり、当社グループは、これまでの中期経営計画のローリングを通じた検証を踏まえ、計画や方針を定めること自体ではなく、現場レベルにおいて自律的に行動を決定できる小さな活動体が「挑戦」「失敗」「学び」を繰り返すことを通じて、人材および組織が市場や顧客に対する価値創出を実現する構造へ変革していくことが重要であると認識しています。

当社グループは、こうした挑戦と失敗からの学びを通じた成長を重視し、各課題への取り組みを進めてまいります。

なお、推進にあたっては経営判断と執行のスピードアップにより効果的な企業運営を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、透明性、健全性を更に高める活動の推進に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

| 事業区分   | 事業内容        | 主要製品                                                        |
|--------|-------------|-------------------------------------------------------------|
| ユニット事業 | 四輪駆動装置      | F R 4WD車用トランスファー、F F 4WD車用トランスファー、4WD用コンポーネント、A T V用コンポーネント |
|        | ギヤボックス      | S U V・商用車用マニュアルトランスミッション、E V・H E V用ギヤボックスおよびギヤ              |
|        | 産業機械        | 農業機械用トランスミッション、建設機械用減速機、フォークリフトトランスミッション用ギヤ                 |
| 部品事業   | 部品          | A T・C V T用部品、デフ用部品、ワンウェイクラッチ、トランスミッション用部品、エンジン用ギヤ           |
| その他事業  | 物流・工場附帯サービス | 物流容器の洗浄、構内作業、貨物梱包業務                                         |

# (8) 主要な営業所および工場

|                                     |                                                |
|-------------------------------------|------------------------------------------------|
| 当 社                                 | 本社および本社工場：静岡県湖西市<br>湖西工場：静岡県湖西市<br>浜松工場：静岡県浜松市 |
| 株 式 会 社 遠 州 ク ロ ム                   | 本社および本社工場：静岡県浜松市                               |
| 株 式 会 社 K サ ー ビ ス                   | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |
| 株 式 会 社 富 士 部 品 製 作 所               | 本社および本社工場：静岡県湖西市                               |
| ユ ニ バ ン ス I N C .                   | 本社および本社工場：アメリカ合衆国 ケンタッキー州                      |
| P T . ユ ニ バ ン ス イ ン ド ネ シ ア         | 本社および本社工場：インドネシア共和国 西ジャワ州                      |
| ユ ニ バ ン ス タ イ ラ ン ド C o . , L t d . | 本社および本社工場：タイ王国 チョンブリ県                          |
| ユ ニ バ ン ス ア メ リ カ I N C .           | 本社：アメリカ合衆国 ミシガン州                               |

(注) 株式会社ウエストレイクと富士協同運輸株式会社は、既存事業の強化、並びに販売力・経営資源の有効活用及び効率化を図り、さらなる企業価値の向上を目的として、2025年4月1日付で合併し商号を株式会社Kサービスに変更致しました。

# (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

| 事 業 区 分     | 従 業 員 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------------|-------------|
| ユ ニ ッ ト 事 業 | 898 (252) 名   | ▲11 (▲17) 名 |
| 部 品 事 業     | 573 (109) 名   | 9 (▲14) 名   |
| そ の 他 事 業   | 41 (11) 名     | ▲4 (－) 名    |
| 合 計         | 1,512 (372) 名 | ▲6 (▲31) 名  |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 817 (169) 名 | ▲5 (▲2) 名 | 45.4歳   | 21.4年       |

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額

① 期末日現在の銀行別借入金残高

(当社グループ)

| 借入先      | 借入額    |
|----------|--------|
| 株式会社静岡銀行 | 250百万円 |

② コミットメントライン契約の状況

財務基盤の安定性確保及び運転資金の効率的な調達を目的として、取引銀行2行との間でコミットメントライン契約を締結しています。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン契約の総額 3,000百万円

借入実行残高 —

差引額 3,000百万円

(コミットメントライン契約の内訳)

| 銀行名       | 契約額      | 借入実行残高 | 借入未実行残高  | 契約期間                      |
|-----------|----------|--------|----------|---------------------------|
| 株式会社静岡銀行  | 2,000百万円 | —      | 2,000百万円 | 2025年5月30日<br>～2026年5月28日 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,000百万円 | —      | 1,000百万円 | 2025年5月30日<br>～2026年5月29日 |
| 合計        | 3,000百万円 | —      | 3,000百万円 |                           |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事実はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 23,396,787株（自己株式2,528,340株を含む）  
 (3) 株主数 3,301名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                     | 当 社 へ の 出 資 状 況 |               |
|-------------------------------------------|-----------------|---------------|
|                                           | 持 株 数 （ 千 株 ）   | 持 株 比 率 （ % ） |
| 鈴 木 一 和 雄                                 | 2,211           | 10.60         |
| ス ズ キ 株 式 会 社                             | 1,937           | 9.28          |
| 大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社                         | 1,900           | 9.10          |
| D B S B A N K L T D 7 0 0 1 7 0           | 1,111           | 5.32          |
| E S G 投 資 事 業 組 合                         | 1,063           | 5.09          |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行                           | 956             | 4.58          |
| 谷 典 幸                                     | 518             | 2.49          |
| I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C | 498             | 2.39          |
| 鈴 木 真 保                                   | 485             | 2.32          |
| 宮 本 愛 子                                   | 433             | 2.08          |

- (注) 1. 当社は、自己株式2,528,340株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|               | 株式数     | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 10,696株 | 3名     |
| 社外取締役         | 930株    | 1名     |
| 監査等委員である取締役   | 5,812株  | 3名     |

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告18頁「3. (2)取締役の報酬等」に記載しております。  
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況

| 会社における地位            | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況等                                                              |
|---------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>(会長執行役員) | 鈴木 一和雄    | －                                                                           |
| 取締役副会長              | 谷 典 幸     | －                                                                           |
| 代表取締役社長<br>(社長執行役員) | 高 尾 紀 彦   | 内部監査<br>インド事業開発室<br>業務変革推進チーム 担当                                            |
| 取 締 役               | 石 川 伸 一 郎 | 石川ガスケツト株式会社 代表取締役社長<br>一般社団法人 日本自動車部品工業会 副会長                                |
| 取締役（常勤監査等委員）        | 三 好 通 生   | －                                                                           |
| 取締役（監査等委員）          | 森 嶋 正     | 森嶋公認会計士事務所 代表                                                               |
| 取締役（監査等委員）          | 山 本 あ つ 美 | 山本あつ美公認会計士事務所 所長<br>株式会社 I K ホールディングス 社外取締役(監査等委員)<br>株式会社ニイタカ 社外取締役(監査等委員) |
| 取締役（監査等委員）          | 松 本 直 樹   | 松本法律事務所 代表                                                                  |

- (注) 1. 取締役石川伸一郎氏ならびに取締役(監査等委員)森嶋正氏、山本あつ美氏及び松本直樹氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)森嶋正氏、山本あつ美氏及び松本直樹氏は、以下のとおり、財務及び会計または法律に関する相当程度の知見を有しております。
- ・森嶋正氏及び山本あつ美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・松本直樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2025年6月24日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって、志藤昭彦氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 情報の収集を図り、内部監査部門等との十分な連係を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、三好通生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役石川伸一郎氏ならびに取締役(監査等委員)森嶋正氏、山本あつ美氏及び松本直樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(ご参考) 執行役員

| 会 社 に お け る 地 位 | 氏 名     | 担 当                                                                                        |
|-----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 執 行 役 員         | 藤 崎 一   | 財務担当責任者<br>グループサポート本部 本部長<br>品質保証最高責任者<br>マネジメントシステム管理責任者<br>環境管理責任者<br>安全衛生責任者            |
| 執 行 役 員         | 谷 健 輔   | 商売づくり(新事業開発) 担当                                                                            |
| 執 行 役 員         | 白 井 由 仁 | 商売づくり(営業・購買) 担当<br>UVC(JAPAN) 取締役<br>事業推進部 部長 (兼務)                                         |
| 執 行 役 員         | 鈴 木 一 郎 | 財務(財務会計・資金管理) 担当                                                                           |
| 執 行 役 員         | 磯 貝 隆 行 | 事業開発本部 本部長<br>ものづくり技術開発、工機 担当<br>ユニバンスINC. 取締役<br>PT.ユニバンスインドネシア 取締役<br>北米ものづくり変革プロジェクト 担当 |
| 執 行 役 員         | 小 野 田 享 | ユニバンスINC. 取締役会長<br>ユニバンスアメリカINC. 取締役社長                                                     |

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a.基本方針

当社の取締役の報酬は、役位に応じた固定報酬と企業業績を反映した賞与の二本立てとし、2016年6月27日開催の第83回定時株主総会でご承認頂いた取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額250,000千円以内、監査等委員である取締役については年額50,000千円以内の報酬枠の範囲内で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関しては、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、監査等委員会の意見形成を経て取締役会において決定しております。当社の報酬委員会は公正かつ透明性を意識し常勤監査等委員（常勤監査等委員不在の場合は議長代行順位を定めている）が議長を務め、委員の過半数をもって取締役会への答申内容を決議しております。

#### b.固定報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、固定報酬額の決定にあたっては、株主の長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適正な水準となるよう、毎年、同業他社や各種統計資料を参考に経営効率や報酬水準について比較検証を行い、必要に応じ改訂しております。

なお、長期継続的な成長ならびに企業価値の向上など株主との利害共有の視点から、固定報酬の内の一定額を拠出して役員持株会を通じて自社株式を購入し、在任期間中保有することとしております。

#### c.業績報酬等に関する方針

業績報酬である賞与は、親会社株主に帰属する当期純利益が相当程度確保できた場合は、各事業年度の配当性向や従業員一人当たりの賞与額を勘案して総額（執行役員層を含む）を決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。賞与の額は取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の確認を経て、株主総会にて承認、決定しております。

また、2024年6月26日開催の第91回定時株主総会において、承認された報酬枠の内枠で、賞与の一部（50%）を一定の譲渡制限を付した当社の普通株式で支給すること、その支給される株式の総数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年50,000株以内、監査等委員である取締役につき年10,000株以内であることをご承認頂いており、「譲渡制限付株式報酬規程」に基づき支給するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |                   |                  | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|------------------|-----------------------|
|                            |                     | 固定報酬               | 業績報酬              | 左のうち、<br>非金銭報酬   |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 69,745<br>(5,925)   | 59,670<br>(5,250)  | 10,075<br>(675)   | 5,037<br>(337)   | 5<br>(2)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 38,765<br>(17,325)  | 33,090<br>(14,850) | 5,675<br>(2,475)  | 2,837<br>(1,237) | 4<br>(3)              |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 108,510<br>(23,250) | 92,760<br>(20,100) | 15,750<br>(3,150) | 7,875<br>(1,575) | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 上表には、2025年6月24日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 業績報酬である役員賞与は、当事業年度末に役員賞与引当金として計上し、当事業年度の費用として処理しております。支給対象は当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）であります。算定方法並びに算定において基礎となる業績指標は18ページの「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。業績指標である「親会社株主に帰属する当期純利益」の当事業年度における実績は923百万円です。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月27日開催の第83回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)について年額250,000千円以内（当該株主総会終結時点の員数は6名）、監査等委員である取締役について年額50,000千円以内（当該株主総会終結時点の員数は4名）と決議いただいております。また、2024年6月26日開催の第91回定時株主総会（当該株主総会終結時点の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役4名）において、承認された報酬枠の内枠で、賞与の一部（50％）を一定の譲渡制限を付した当社の普通株式で支給すること、その支給される株式の総数は取締役（監査等委員である取締役を除く。）につき年50,000株以内、監査等委員である取締役につき年10,000株以内であることと決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員層の個別報酬は、報酬委員会規程に従い、取締役会の任意の諮問委員会である報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、監査等委員会の意見形成を経て取締役会において決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当社の報酬委員会は公正かつ透明性を意識し常勤監査等委員（常勤監査等委員不在の場合は議長代行順位を定めている）が議長を務め、委員の過半数をもって取締役会への答申内容を決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役石川伸一郎氏及び監査等委員である取締役の4名(三好通生氏、森嶋正氏、山本あつ美氏及び松本直樹氏)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

### (4) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役の4名(鈴木一和雄氏、谷典幸氏、高尾紀彦氏及び石川伸一郎氏)及び監査等委員である取締役の4名(三好通生氏、森嶋正氏、山本あつ美氏及び松本直樹氏)との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員(子会社役員を含む)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用が補填されることとなります。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況

| 地 位                    | 氏 名       | 兼 職 す る 法 人 等                                  | 兼 職 の 内 容                          |
|------------------------|-----------|------------------------------------------------|------------------------------------|
| 社外取締役                  | 石 川 伸 一 郎 | 石川バスケット株式会社<br>一般社団法人日本自動車部品工業会                | 代表取締役社長<br>副会長                     |
| 社外取締役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 森 嶋 正     | 森嶋公認会計士事務所                                     | 代表                                 |
| 社外取締役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 山 本 あ つ 美 | 山本あつ美公認会計士事務所<br>株式会社 I K ホールディングス<br>株式会社ニイタカ | 所長<br>社外取締役(監査等委員)<br>社外取締役(監査等委員) |
| 社外取締役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 松 本 直 樹   | 松本法律事務所                                        | 代表                                 |

(注) 各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位<br>氏 名                | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要                                                                                                                                                |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>石 川 伸 一 郎        | 2025年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>取締役会において、企業経営における経営者としての幅広い知識と高い見識に基づく様々な発言を行っております。特にグローバル企業経営における専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                     |
| 社外取締役（監査等委員）<br>森 嶋 正     | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての知見に基づく様々な発言を行っております。特に、企業会計の見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                   |
| 社外取締役（監査等委員）<br>山 本 あ つ 美 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査等委員会において、研究者として企業の開発に従事した経験に加え公認会計士としての知見に基づく様々な発言を行っております。特に、企業会計の見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。              |
| 社外取締役（監査等委員）<br>松 本 直 樹   | 2025年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。<br>取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての高い知見と豊富な経験に基づく様々な発言を行っております。特に、法務、リスクマネジメントに関する視点において、当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 ( 千 円 ) |
|--------------------------------------|---------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 36,000        |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36,000        |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 上記のほか、当事業年度において、前事業年度に係る追加報酬として2百万円を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

### (4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社子会社ユニバンスINC.、PT.ユニバンスインドネシア及びユニバンスタイランドCo.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該子会社の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法「これらの法律に相当する外国の法令を含む。」の規定によるものに限る。）を行っております。

## 5. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (会社の支配に関する基本方針)

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### (2) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、2023年6月27日開催の第90回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）の継続をご決議いただいております。本対応方針は2026年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、2026年5月26日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご了承を条件に、本対応策を一部変更したうえで、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知に係る株主総会参考書類第5号議案（44ページから61ページまで）、又は当社ホームページ(<https://www.uvc.co.jp/>)をご参照ください。

**(3) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由**

**① 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること**

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

**② 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと**

「会社の支配に関する基本方針」で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

**③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方

針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

#### (4) 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

##### ① 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社グループは、1937年の創業以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系商品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現に向け、Vision2030「ものづくりを通じたことづくりで社会に貢献する」の具現化をさらに進めてまいります。急速に進展する技術革新や市場ニーズの多様化、地政学リスクや経済不確実性の高まりなど、変化の大きい事業環境において勝ち残るため、挑戦と失敗からの学びを通じた成長を基軸に、1. 「既存事業領域での競争力向上と事業の拡大」、2. 「新規事業の創造」、3. 「企業基盤の強化」に引き続き取り組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、既存資産の有効活用と生産拠点の特性に応じた最適なプロセス設計を通じたものづくり競争力の向上に加え、市場環境や顧客ニーズの変化に柔軟に対応した提案型ビジネスの高度化を図ります。また、新たな価値創造に向けて既存技術の深化と新たな発想の融合を進め、事業ポートフォリオの多様化と中長期的な成長基盤の構築を推進してまいります。さらに、カーボンニュートラルへの対応や人的資本の充実、デジタル化の推進を含む企業基盤の強化を通じて、環境変化に強い事業運営体制の確立を目指します。加えて、迅速かつ的確な経営判断と執行を実現するため、組織の自律性を高め、スピード感ある意思決定と効率的な企業運営を一層推進してまいります。

今後もグローバルな視点で経営革新を進めるとともに、当社グループ一体となって社会価値の創出と企業価値の向上の両立を図ってまいります。

## ② コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために2003年に執行役員制度を採用し、2015年6月には社外取締役1名を選任、さらに2016年6月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、監査等委員である取締役につきましては、4名のうち3名が社外取締役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。加えて、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

また、当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員及び代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の確認を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| ( 資 産 の 部 )            |                   | ( 負 債 の 部 )                  |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>28,411,104</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>11,339,967</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 11,314,796        | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 5,986,745         |
| 受 取 手 形                | 7,348             | 短 期 借 入 金                    | 200,000           |
| 売 掛 金                  | 9,835,305         | 未 払 金                        | 1,412,454         |
| 製 品                    | 943,340           | 未 払 費 用                      | 1,300,080         |
| 仕 掛 品                  | 1,344,280         | リ ー ス 債 務                    | 70,032            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 2,890,125         | 未 払 法 人 税 等                  | 593,097           |
| 前 払 費 用                | 467,653           | 賞 与 引 当 金                    | 799,599           |
| そ の 他                  | 1,613,383         | 役 員 賞 与 引 当 金                | 7,875             |
| 貸 倒 引 当 金              | △5,129            | 株 式 報 酬 引 当 金                | 78,587            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>20,389,835</b> | 製 品 保 証 引 当 金                | 424,816           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,007,456</b> | そ の 他                        | 466,678           |
| 建 築 物                  | 4,532,182         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>8,165,677</b>  |
| 構 築 物                  | 851,861           | 長 期 借 入 金                    | 50,000            |
| 機 械 装 置                | 3,939,618         | リ ー ス 債 務                    | 320,889           |
| 車 両 運 搬 具              | 44,839            | 繰 延 税 金 負 債                  | 1,770,827         |
| 工 具 器 具 備 品            | 503,686           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 84,105            |
| 土 地                    | 2,411,026         | 環 境 対 策 引 当 金                | 2,958,670         |
| リ ー ス 資 産              | 339,711           | 資 産 除 去 債 務                  | 182,050           |
| 建 設 仮 勘 定              | 384,531           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 2,799,134         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>934,256</b>    | <b>負 債 合 計</b>               | <b>19,505,645</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 214,581           | ( 純 資 産 の 部 )                |                   |
| 借 地 権                  | 707,699           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>22,285,977</b> |
| 施 設 利 用 権              | 57                | 資 本 金                        | 3,500,000         |
| 電 話 加 入 権              | 11,611            | 資 本 剰 余 金                    | 2,178,712         |
| そ の 他                  | 305               | 利 益 剰 余 金                    | 17,289,602        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>6,448,122</b>  | 自 己 株 式                      | △682,337          |
| 投 資 有 価 証 券            | 5,935,889         | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>6,964,574</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産            | 438,830           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 3,163,461         |
| そ の 他                  | 73,403            | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 3,395,224         |
|                        |                   | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 405,888           |
|                        |                   | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>44,743</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>48,800,940</b> | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>29,295,295</b> |
|                        |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>48,800,940</b> |

# 連結損益計算書

( 自2025年 4 月 1 日 )  
( 至2026年 3 月31日 )

(単位：千円)

| 科 目             |    | 金 額        |
|-----------------|----|------------|
| 売上              | 高価 | 56,542,577 |
| 売上              | 総利 | 45,442,115 |
| 販売費及び一般管理費      | 益  | 11,100,461 |
| 営業外収益           | 益  | 6,087,331  |
| 受取利息            | 益  | 5,013,130  |
| 受取配当金           | 息  | 702,573    |
| 受取貸付金           | 料  | 58,547     |
| 受取替補の費用         | 差償 | 148,518    |
| 営業外費用           | 他  | 9,622      |
| 支減外支            | 他  | 808        |
| 経常利益            | 他  | 388,767    |
| 特別利益            | 他  | 96,309     |
| 固定資産売却益         | 息  | 452,443    |
| 投資有価証券売却益       | 費  | 5,294      |
| 固定資産売却損         | 税  | 2,583      |
| 投資有価証券売却損       | 費  | 5,793      |
| 減損損失            | 金  | 355,658    |
| 環境対策引当金繰入       | 他  | 50,768     |
| 税金等調整前当期純利益     | 益  | 32,345     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 益  | 5,263,260  |
| 法人税等調整額         | 益  | 74,977     |
| 当期純利益           | 益  | 74,977     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 益  | 49,474     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 益  | 25,502     |
|                 | 益  | 3,213,555  |
|                 | 損  | 9,040      |
|                 | 損  | 53,200     |
|                 | 損  | 516,111    |
|                 | 損  | 1,380      |
|                 | 損失 | 1,962,199  |
|                 | 費  | 3,799      |
|                 | 額  | 667,822    |
|                 | 益  | 2,124,682  |
|                 | 税  | 1,111,053  |
|                 | 額  | 52,305     |
|                 | 益  | 961,323    |
|                 | 益  | 38,195     |
|                 | 益  | 923,128    |

# 連結株主資本等変動計算書

( 自2025年 4 月 1 日 )  
( 至2026年 3 月31日 )

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 3,500,000 | 2,172,602 | 16,679,231 | △692,764 | 21,659,069  |
| 連 結 会 計 年 度 変 動 額             |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |           |           | △312,757   |          | △312,757    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |           |           | 923,128    |          | 923,128     |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |           |           |            | △60      | △60         |
| 譲渡制限付株式報酬                     |           | 6,110     |            | 10,487   | 16,597      |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －         | 6,110     | 610,370    | 10,426   | 626,907     |
| 当 期 末 残 高                     | 3,500,000 | 2,178,712 | 17,289,602 | △682,337 | 22,285,977  |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                      |                      |                        | 非支配株主<br>持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|--------------|------------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金      | 為 替 換 算 定<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係る調整累計額 | その他の包括利<br>益 累 計 額 合 計 |              |            |
| 当 期 首 残 高                     | 2,223,353             | 2,410,702            | 344,756              | 4,978,812              | 5,473        | 26,643,355 |
| 連 結 会 計 年 度 変 動 額             |                       |                      |                      |                        |              |            |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                      |                      |                        |              | △312,757   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益       |                       |                      |                      |                        |              | 923,128    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                      |                      |                        |              | △60        |
| 譲渡制限付株式報酬                     |                       |                      |                      |                        |              | 16,597     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 940,108               | 984,521              | 61,131               | 1,985,762              | 39,269       | 2,025,031  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 940,108               | 984,521              | 61,131               | 1,985,762              | 39,269       | 2,651,939  |
| 当 期 末 残 高                     | 3,163,461             | 3,395,224            | 405,888              | 6,964,574              | 44,743       | 29,295,295 |

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目            | 金 額        |
|-------------|------------|----------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )    |            |
| 流 動 資 産     | 17,770,275 | 流 動 負 債        | 8,793,788  |
| 現金及び預金      | 7,335,267  | 買掛金            | 3,839,520  |
| 受取手形        | 7,348      | 短期借入金          | 1,360,000  |
| 売掛金         | 5,502,768  | 一年以内返済予定の長期借入金 | 200,000    |
| 製成品         | 715,431    | リース債           | 37,384     |
| 仕掛品         | 1,100,911  | 未払金            | 1,070,817  |
| 材料及び貯蔵品     | 1,266,583  | 未払費用           | 1,073,607  |
| 材料支給未入金     | 738,370    | 未払法人税等         | 48,932     |
| 未収収益        | 977        | 賞与引当金          | 712,387    |
| 未収入金        | 464,482    | 役員賞与引当金        | 7,875      |
| 前払費用        | 245,364    | 株式報酬引当金        | 78,587     |
| その他金        | 398,141    | 製品保証引当金        | 31,071     |
| 貸倒引当金       | △5,371     | その他            | 333,605    |
| 固 定 資 産     | 19,523,871 | 固 定 負 債        | 7,710,182  |
| 有形固定資産      | 6,447,270  | 長期借入金          | 50,000     |
| 建築物         | 1,708,967  | 繰上債            | 302,191    |
| 構築物         | 842,756    | 繰延税金負債         | 1,437,104  |
| 機械装置        | 1,405,389  | 退職給付引当金        | 2,896,822  |
| 車両運搬具       | 27,126     | 役員退職慰労引当金      | 84,105     |
| 工具器具備品      | 281,077    | 関係会社事業損失引当金    | 2,854,519  |
| 土地          | 1,746,899  | 資産除去債務         | 85,439     |
| 建物          | 296,819    | 負 債 合 計        | 16,503,971 |
| 建設仮勘定       | 138,234    | ( 純 資 産 の 部 )  |            |
| 無 形 固 定 資 産 | 601,918    | 株 主 資 本        | 17,627,626 |
| 電話加入権       | 11,280     | 資 本 金          | 3,500,000  |
| 借地権         | 397,626    | 資 本 剰 余 金      | 2,083,108  |
| 施設利用権       | 57         | 資本準備金          | 1,812,751  |
| ソフトウェア      | 192,647    | その他資本剰余金       | 270,356    |
| その他         | 305        | 利 益 剰 余 金      | 12,731,508 |
| 投資その他の資産    | 12,474,682 | 利益準備金          | 718,322    |
| 投資有価証券      | 5,933,759  | その他利益剰余金       | 12,013,185 |
| 関係会社株式      | 6,522,721  | 買換資産積立金        | 88,575     |
| 関係会社貸付金     | 120,000    | 固定資産圧縮積立金      | 38,768     |
| その他         | 19,838     | 別途積立金          | 5,319,095  |
| 貸倒引当金       | △121,637   | 繰越利益剰余金        | 6,566,747  |
| 資 産 合 計     | 37,294,146 | 自 己 株 式        | △686,990   |
|             |            | 評価・換算差額等       | 3,162,548  |
|             |            | その他有価証券評価差額金   | 3,162,548  |
|             |            | 純 資 産 合 計      | 20,790,175 |
|             |            | 負 債 純 資 産 合 計  | 37,294,146 |

# 損 益 計 算 書

( 自2025年 4 月 1 日 )  
( 至2026年 3 月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額        |
|-----------------------------|------------|
| 売 上 高                       | 29,441,592 |
| 売 上 原 価                     | 24,723,742 |
| 売 上 総 利 益                   | 4,717,849  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 4,730,233  |
| 営 業 損 失                     | △12,383    |
| 営 業 外 収 益                   | 3,888,898  |
| 営 業 外 費 用                   | 515,090    |
| 経 常 利 益                     | 3,361,423  |
| 特 別 利 益                     | 68,144     |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 42,641     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益           | 25,502     |
| 特 別 損 失                     | 3,186,708  |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 9,040      |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 50,335     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損           | 516,111    |
| 投 資 有 価 証 券 清 算 損           | 1,380      |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額     | 121,041    |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 863,129    |
| 減 損 損 失                     | 1,625,669  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             | 242,859    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 430,460    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △3,229     |
| 当 期 純 損 失                   | △184,371   |

# 株主資本等変動計算書

( 自2025年 4 月 1 日 )  
( 至2026年 3 月31日 )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                |           |               |                  |              |               | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------------|-----------|---------------|------------------|--------------|---------------|----------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金 |               |                  |              |               |          |            |
|                             |           | 資本<br>準備金 | そ の 他<br>資本剰余金 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |                  |              |               |          |            |
|                             |           |           |                |           | 買換資産<br>積 立 金 | 固 定 資 産<br>圧縮積立金 | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |          |            |
| 当 期 首 残 高                   | 3,500,000 | 1,812,751 | 264,246        | 718,322   | 95,551        | 41,577           | 5,319,095    | 7,054,091     | △697,417 | 18,108,218 |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |                |           |               |                  |              |               |          |            |
| 買換資産積立金の取崩                  |           |           |                |           | △6,976        |                  |              | 6,976         |          | -          |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩  |           |           |                |           |               | △2,809           |              | 2,809         |          | -          |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                |           |               |                  |              | △312,757      |          | △312,757   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )             |           |           |                |           |               |                  |              | △184,371      |          | △184,371   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |                |           |               |                  |              |               | △60      | △60        |
| 譲渡制限付株式報酬                   |           |           | 6,110          |           |               |                  |              |               | 10,487   | 16,597     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |                |           |               |                  |              |               |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計               | -         | -         | 6,110          | -         | △6,976        | △2,809           | -            | △487,343      | 10,426   | △480,592   |
| 当 期 末 残 高                   | 3,500,000 | 1,812,751 | 270,356        | 718,322   | 88,575        | 38,768           | 5,319,095    | 6,566,747     | △686,990 | 17,627,626 |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純 資 産<br>合 計 |
|-----------------------------|------------------|------------------------|--------------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |              |
| 当 期 首 残 高                   | 2,222,658        | 2,222,658              | 20,330,876   |
| 当 期 変 動 額                   |                  |                        |              |
| 買換資産積立金の取崩                  |                  |                        | －            |
| 固 定 資 産 圧 縮<br>積 立 金 の 取 崩  |                  |                        | －            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  |                        | △312,757     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )             |                  |                        | △184,371     |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |                        | △60          |
| 譲渡制限付株式報酬                   |                  |                        | 16,597       |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 939,890          | 939,890                | 939,890      |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 939,890          | 939,890                | 459,298      |
| 当 期 末 残 高                   | 3,162,548        | 3,162,548              | 20,790,175   |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 章 裕  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニバンスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニバンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社ユニバンス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢 次  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 章 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニバンスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

当該監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社について、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社からの事業報告を受けました。

- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イに掲げる事項（以後「会社の支配に関する基本方針」）及び同号ロに掲げる事項（以後「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み」）については、取締役会その他における審議状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。なお、会計上の重要な検討事項について会計監査人と協議及び検討を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み」は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

株式会社ユニバンス 監査等委員会

|       |         |       |   |
|-------|---------|-------|---|
| 取締役   | 常勤監査等委員 | 三好通生  | 印 |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 森嶋正   | 印 |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 山本あつ美 | 印 |
| 社外取締役 | 監査等委員   | 松本直樹  | 印 |

(注) 監査等委員の森嶋正、山本あつ美および松本直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営政策とし、当社の基本方針や当事業年度の業績および今後の事業展開等を勘案して、第93期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、その他剰余金の処分はございません。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は208,684,470円となります。

また、中間配当金（1株につき8円）を含めました年間配当金は、普通株式1株につき金18円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                         | すずき いわお<br>鈴木 一和雄<br>(1947年3月18日生) | 1969年3月 当社入社<br>1983年7月 当社企画部長<br>1985年6月 当社取締役<br>1988年6月 当社常務取締役<br>1995年6月 当社専務取締役<br>1999年6月 当社代表取締役社長<br>2006年6月 当社代表取締役社長執行役員<br>2011年6月 当社代表取締役会長<br>2020年4月 当社代表取締役会長兼社長 会長兼社長<br>執行役員<br>2024年6月 当社代表取締役会長 会長執行役員<br>(現任) | 2,211,965株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、取締役社長、取締役会長（現職）を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わっており、その経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。   |                                    |                                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 2                                                                                                                                                         | たに のり ゆき<br>谷 典 幸<br>(1962年5月27日生) | 1998年1月 アイエス精機株式会社入社<br>2010年1月 当社経営管理部長<br>2011年3月 当社執行役員<br>2012年6月 当社取締役常務執行役員<br>2014年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員<br>2015年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員<br>2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員<br>2020年4月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員<br>2022年6月 当社取締役副会長（現任）      | 518,989株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、取締役副社長、取締役社長、取締役副会長（現職）を務めるなど、長年にわたり当社の経営に携わっており、その経営全般にわたる豊富な経験に基づき、当社グループの企業価値向上への貢献及び取締役会の監督機能の強化を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                                                              | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3                                                                                                                                                                                     | <div> <div>たか お のり ひこ</div> <div>高 尾 紀 彦</div> </div><br>(1969年11月25日生)    | 1992年 4 月 当社入社<br>2012年 4 月 当社UPW推進室長<br>2013年 3 月 当社生産統括室長<br>2016年11月 当社経営管理部主管<br>2017年 1 月 PT.エバンスインドネシア取締役社長<br>2019年10月 当社執行役員、PT.エバンスインドネシア取締<br>役社長<br>2021年 7 月 当社執行役員、PT.エバンスインドネシア取締<br>役会長<br>2022年 7 月 当社副社長執行役員<br>2023年 6 月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員<br>2024年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員<br>(現任) | 20,826株                |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社において、海外子会社の社長、副社長執行役員、取締役副社長、取締役社長（現職）を務めるなど、当社のグループ・グローバル企業経営における深い知見を有しており、当社グループの企業価値向上への貢献を期待できることから、引き続き取締役候補者としております。                                        |                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                        |
| 4                                                                                                                                                                                     | <div> <div>いし かわ しんいちろう</div> <div>石 川 伸一郎</div> </div><br>(1961年 8 月11日生) | 1984年 4 月 富士重工業株式会社入社<br>1989年 4 月 石川ガasket株式会社入社<br>1994年 6 月 同社取締役<br>1996年12月 同社代表取締役副社長<br>1997年 1 月 同社代表取締役社長（現任）<br>2010年 5 月 一般社団法人日本自動車部品工業会<br>理事<br>2024年 5 月 一般社団法人日本自動車部品工業会<br>副会長（現任）<br>2025年 6 月 当社社外取締役（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>石川ガasket株式会社 代表取締役社長<br>一般社団法人日本自動車部品工業会 副会長          | 566株                   |
| (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>長年にわたるグローバル企業の経営者として、且つ一般社団法人日本自動車部品工業会副会長としての幅広い知識と高い見識に基づき、企業経営における専門的な観点から当社の業務執行に対する監督・助言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としております。 |                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                        |

(注)

1. 石川伸一郎氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、石川伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 石川伸一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、石川伸一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、鈴木一和雄氏、谷典幸氏、高尾紀彦氏及び石川伸一郎氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 森嶋正氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                        | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当<br>な ら び に 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 株 式 の 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| もり しま ただし<br>森 嶋 正<br>(1948年1月23日生)                                                                                                  | 1972年4月 アーサーアンダーセン会計事務所入所<br>1976年3月 公認会計士開業登録<br>1993年11月 アーサーアンダーセン・パートナー（現有限責任 あずさ監査法人代表社員）退任<br>2006年6月 当社監査役<br>2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） | 16,868株                |
| (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)<br>公認会計士としての高い知見と豊富な経験に基づき、特に当社経営に対する監督、助言など意思決定の妥当性、適正性を確保する役割を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                 |                        |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森嶋正氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 森嶋正氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、森嶋正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、森嶋正氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、森嶋正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立委員として指定し、同証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員とする予定であります。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）に対し、当期の業績を勘案して役員賞与総額24,000千円（うち監査等委員分9,000千円）を支給いたしたいと存じます。なお、支給に関しましては、役員賞与の50%を一定の譲渡制限を付した当社の普通株式で支給いたします。

本議案は、会社業績を勘案しつつ、報酬委員会への諮問、さらには監査等委員会の確認を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

#### 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2008年6月24日開催の第75回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」を導入し、直近では、2023年6月27日開催の第90回定時株主総会において、同対応方針につき、所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認をいただいております。その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社は、関連制度の変更、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展等を勘案し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を向上させるための方策の一つとして現行の対応方針の継続の是非を含め、その在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、2026年5月26日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針の維持を確認し、現行の対応方針について表現・字句の変更を行い、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」（以下、「本対応方針」といいます）を継続することを決定いたしました。

本対応方針は、「大規模な買付行為の是非は、株主の皆様の判断に委ねられるべき」という考え方を基本に、当社株式等の大規模な買付行為を行う者に対して、必要かつ十分な情報の提供と当社取締役会による一定の評価期間の確保を要請する大規模買付行為に関するルールを設定することで、株主の皆様が適切な投資判断を行えることを可能としております。

本対応方針の継続にあたっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意見を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本対応方針継続のご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本対応方針の具体的な内容は、〈添付文書〉のとおりであります。今回修正した主な内容は次のとおりです。

- (1) 「Ⅱ 1. 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて」のうち、「中期経営計画」による企業価値向上への取組みの内容を更新
- (2) 本対応方針の継続に伴う所要の修正

〈添付文書〉

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式の在り方について、当社は、株主は株式等の市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従いまして、当社の株式に対する大規模買付提案があった場合でも、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値および株主共同利益を中長期的に確保・向上させるものでなければならないと考えております。

従いまして、当社の企業価値および株主共同利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値および株主共同利益を向上させるための取組みとして以下の施策を実施しております。これらの取組みは、今般決定いたしました上記 I. の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 当社における企業価値および株主共同利益の向上の取組みについて

#### (1) 「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社グループは、1937年の創業以来、常にお客様第一を考え、最適な製品を提供し、競争力ある提案型企業を目指した経営活動を推進しております。創業の精神であります「常に今よりも高きものに」のもと、駆動系商品の専門メーカーとして「魅力ある商品」を創造し、お客様のベストパートナーと成り得る活動を積極的に進めております。

中期経営戦略につきましては、持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現に向け、Vision2030「ものづくりを通じたことづくりで社会に貢献する」の具現化をさらに進めてまいります。急速に進展する技術革新や市場ニーズの多様化、地政学リスクや経済不確実性の高まりなど、変化の大きい事業環境において勝ち残るため、挑戦と失敗からの学びを通じた成長を基軸に、1. 「既存事業領域での競争力向上と事業の拡大」、2. 「新規事業の創造」、

### 3. 「企業基盤の強化」に引き続き取り組んでまいります。

これらの施策の推進にあたっては、既存資産の有効活用と生産拠点の特性に応じた最適なプロセス設計を通じたものづくり競争力の向上に加え、市場環境や顧客ニーズの変化に柔軟に対応した提案型ビジネスの高度化を図ります。また、新たな価値創造に向けて既存技術の深化と新たな発想の融合を進め、事業ポートフォリオの多様化と中長期的な成長基盤の構築を推進してまいります。さらに、カーボンニュートラルへの対応や人的資本の充実、デジタル化の推進を含む企業基盤の強化を通じて、環境変化に強い事業運営体制の確立を目指します。加えて、迅速かつ確かな経営判断と執行を実現するため、組織の自律性を高め、スピード感ある意思決定と効率的な企業運営を一層推進してまいります。

今後もグローバルな視点で経営革新を進めるとともに、当社グループ一体となって社会価値の創出と企業価値の向上の両立を図ってまいります。

#### (2) コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスを充実することが株主の利益を重視した経営を実現する上で重要であると考えており、経営の透明性と効率性の向上ならびに経営環境の変化へ迅速に対応するために2003年に執行役員制度を採用し、2015年6月には社外取締役1名を選任、さらに2016年6月、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、経営の意思決定および監督機能と執行機能を分離するなど、ガバナンス体制の充実に努めております。また、監査等委員である取締役につきましては、4名のうち3名が社外取締役であり、いずれも法令、財務および会計等について専門的な知見を有し、中立的・客観的な見地から経営監視の役割を担っております。加えて、経営内容の迅速な情報開示に努めるとともにインターネットのホームページを通じて経営理念、環境方針、品質方針、投資家情報等の提供を行い、公正性と透明性を高めることに努め、すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

取締役会は、原則として毎月開催することとしており、法令・定款上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役員の職務の執行の監督を主な役割とし、それ以外の事項については、迅速・果断な意思決定のため、その業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任しています。

監査等委員会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査等委員は、監査等委員会規則および各事業年度の監査方針に基づき、取締役会のほか、重要な会議への出席、稟議書・議事録等の閲覧、取締役からの業務の状況についての報告・聴取等により、会社の適正な経営の遂行について監査を行っております。

また、当社取締役会では、指名・報酬など特に重要な事項について、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、選定監査等委員及び代表取締役を主なメンバーとする指名・報酬委員会への諮問、さらには独立社外取締役を含む監査等委員会の確認を経ることで透明性と客観性の向上に努めています。

内部統制システムの整備の状況については、社長直轄の内部監査室を、他部門から独立した部門として組織しております。内部監査室は期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施しております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指導を行い、改善状況を報告させることにより、内部監査の実効性を図っております。

### Ⅲ. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組み）

#### 1. 本対応方針導入の目的

当社は株主の皆様が大規模買付者（下記 2. に定義されます。）による大規模買付行為に応ずるか否かを判断する場合において、大規模買付者から一方的に提供される情報だけでなく、当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する適切な評価・意見等が株主に適切に提供されることが重要と考えております。このことが会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主共同利益を確保・向上させると考えます。以上の考えに基づき、当社取締役会は大規模買付行為に際して、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様に適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、そのための大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることと致しました。

なお、当社の把握する限り、2026年3月31日現在において、当社関係者（役員およびその関係者等）によって当社の発行済株式総数の約22%が保有されておりますが、この保有状況は、各々の事情により譲渡・相続・その他の処分がなされ分散化が進む方向にあり、また将来的には設備投資・研究開発投資のための資金調達を資本市場において行う可能性があり、当社の発行する株式の流動性がさらに増すことは十分に考えられるため、今後当社の企業価値および株主共同の利益に反する株式の大規模買付がなされる可能性があります。

現時点において、当社が具体的に第三者から大規模買付提案を受けている事実はありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙1のとおりです。

## 2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買い増し行為をいいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、又は、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）、又は、②特定株主グループが、注1の②記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

注3：株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に初めて大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の氏名または名称、住所または所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

また、大規模買付提案があった事実および当社取締役会に提出された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために日本語による必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）の提供を受けるために、その必要な情報項目リストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付情報の書面での提供を依頼します。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、その情報項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
- ②大規模買付の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む）
- ③大規模買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む）
- ⑤大規模買付の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
- ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦大規模買付の後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

### (3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式買付の場合）又は90日以内（その他の買付行為の場合）の日数を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）として設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令および当社定款で認められる措置（以下「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして株主の皆様に新株予約権無償割当を行う場合の概要は別紙2に記載のとおりです。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

当社株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身がご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、例外的に、当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には以下の①から④の類型に該当すると認められる場合には、基本的に、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると思われます。

- ①下記に掲げる行為により、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
  - a 当社株式を買い占め、その株式につき当社又は当社関係者に対して高値で買取を要求する行為
  - b 当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを、大規模買付者、その他等に移譲させる目的で行われる行為
  - c 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付である場合
- ④買付者等による買付後の経営方針又は事業計画の内容が著しく不十分又は不適當である場合

## 5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続き

### (1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性および公平性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役なら

びに社外有識者から選任します。

独立委員会規程の概要につきましては別紙3に記載のとおりです。なお、独立委員会の委員は、別紙4に記載の各氏を予定しております。

## (2) 対抗措置発動の手続

本対応方針においては上記4.(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。一方、上記4.(1)に記載のとおり対抗措置を講じる場合、ならびに上記4.(2)後段に記載のとおり例外的に対抗措置を講じる場合には、その合理性および公平性を担保するために、まず当社取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているかを判断した上で、対抗措置の発動の是非について3.(3)の取締役評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとしします。

なお、独立委員会は、対抗措置の是非および要否に関し、株主意思を確認することが相当であると判断した場合、当社取締役会に対し、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の実施に関する議案の付議を勧告することができます。また、独立委員会が、当社取締役会に対し対抗措置の発動および株主総会の招集を勧告しなかった場合であっても、当社取締役が株主意思を確認することが実務上適切であると判断したときには、対抗措置を発動するか否かを問うべく株主意思確認総会を招集することができるものとしします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を株主の皆様に適時開示いたします。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

上記4.(1)又は(2)において当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上

で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当の中止により、又は新株予約権の効力発生日の翌日から権利行使期間開始日の前日までの間は、無償取得の方法による対抗措置の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな開示を行います。

## 6. 本対応方針が株主および投資家の皆様に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報と検討期間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として上記  
**4.** のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることと決定した場合、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、別途、当社取締役会が決定し公告する基準日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当該株式を受領する為に格別の不利益は発生しません。（新株予約権の割当を受けられた株主の皆様が、当該新株予約権を譲渡しない場合に限りです。）

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の割当

中止、当該新株予約権の発行中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売買等をおこなった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権にかかる基準日における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとる場合には、その時点での新株予約権の保有者である皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては実際に新株予約権の無償割当を行う事になった際に、関連法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途お知らせします。

### (4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付す為、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は、原則として譲渡を認めるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。

## 7. 本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は2026年6月26日開催予定の本定時株主総会で承認されることを条件に発効します。本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本対応方針の有効期限は、3年間（2029年6月開催予定の定時株主総会終結時まで）とします。なお、本対応方針を継続（一部修正した上での継続を含みます。）する場合には改めて株主総会の承認を経ることとします。

当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で本対応方針を修正又は変更する場合がございます。

また、本対応方針はその有効期間中であっても、株主総会および取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で、本対応方針は廃止されるものとします。

当社は本対応方針の継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様にお知らせします。

## 8. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること、当社の企業価値および当社株主共同の利益を損なうものではないこと、および当社役員の地位の維持を目的とするものではないことならびにその理由

### (1) 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等について定めるものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

(2) 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ．「会社の支配に関する基本方針」で述べたとおり、会社の支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、会社の支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

(3) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かを最終的に当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 本対応方針に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。また、経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

以 上

(別紙1)

当 社 株 式 の 状 況

(2026年3月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 80,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 23,396,787株
- 3. 株主数 3,301名
- 4. 大株主（上位10名）

| 氏 名 又 は 名 称                     | 持 株 数 （ 千 株 ） | 持 株 比 率 （ % ） |
|---------------------------------|---------------|---------------|
| 鈴 木 一 和 雄                       | 2,211         | 10.60         |
| ス ズ キ 株 式 会 社                   | 1,937         | 9.28          |
| 大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社               | 1,900         | 9.10          |
| D B S B A N K L T D 7 0 0 1 7 0 | 1,111         | 5.32          |
| E S G 投 資 事 業 組 合               | 1,063         | 5.09          |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行                 | 956           | 4.58          |
| 谷 典 幸                           | 518           | 2.49          |
| INTERACTIVE BROKERS LLC         | 498           | 2.39          |
| 鈴 木 真 保                         | 485           | 2.32          |
| 宮 本 愛 子                         | 433           | 2.08          |

(注) 1. 当社は、自己株式2,528,340株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

(別紙 2)

## **新株予約権無償割当の概要**

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社普通株数（但し、当社の保有する当社株式を除く）1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の株主が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き換えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる。

当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

(別紙 3)

## 独立委員会規程の概要

### 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成

- (1) 独立委員会の委員は、3 名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外有識者等から選任するものとする。
- (3) 社外有識者を委員とする場合には、当社に対する善管注意義務等を定めた契約を当社との間で結ぶものとする。

### 3. 任期

各委員の任期は選任の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

### 4. 役割

- (1) 独立委員会は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。
- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

### 5. 招集

当社取締役会又は独立委員会各委員は大規模買付行為がなされようとする場合、その他必要に応じ独立委員会を招集することができる。

### 6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙 4)

独立委員会委員略歴

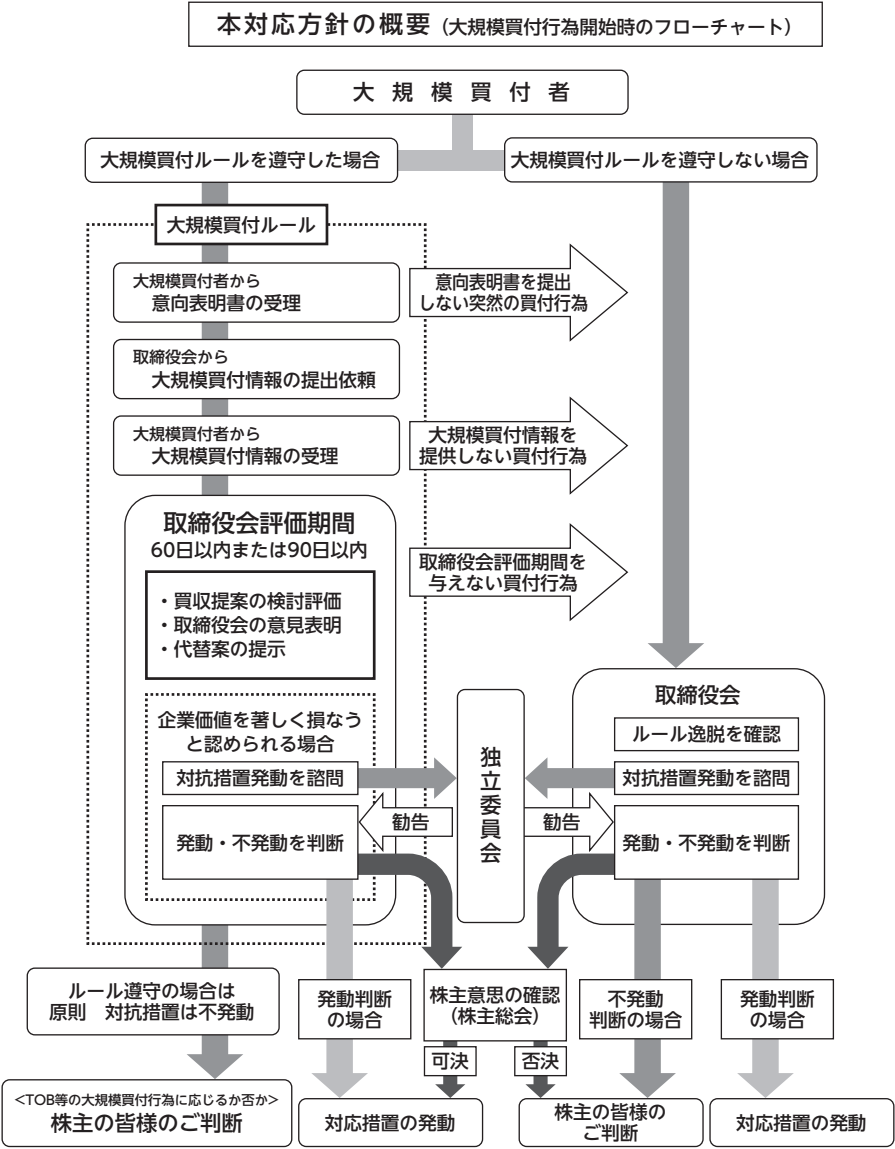
独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 森 嶋 正<br>(1948年 1 月23日生)    | 1972年 4 月 アーサーアンダーセン会計事務所入所<br>1976年 3 月 公認会計士開業登録<br>1993年11月 アーサーアンダーセン・パートナー（現有限責任 あずさ監査<br>法人代表社員）退任<br>2006年 6 月 当社監査役<br>2016年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る                                                                                                                   |
| 河 野 冬 樹<br>(1987年12月19日生)   | 2014年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>2018年 1 月 都内の弁護士事務所を退所し、法律事務所アルシエン入所<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                       |
| 松 本 直 樹<br>(1962年 3 月 7 日生) | 1987年 4 月 弁護士登録 アンダーソン毛利法律事務所入所<br>1990年 8 月 New York University, School of Law, MCJ入学<br>1991年 5 月 同卒業<br>1991年 7 月 New York州司法試験合格<br>1991年 9 月 Brown&Bain法律事務所（Palo Alto, California）入所<br>1993年 1 月 飯田・栗宇特許法律事務所入所<br>1997年 2 月 松本法律事務所開設<br>2025年 6 月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る |

（注）各氏と会社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考)



以 上

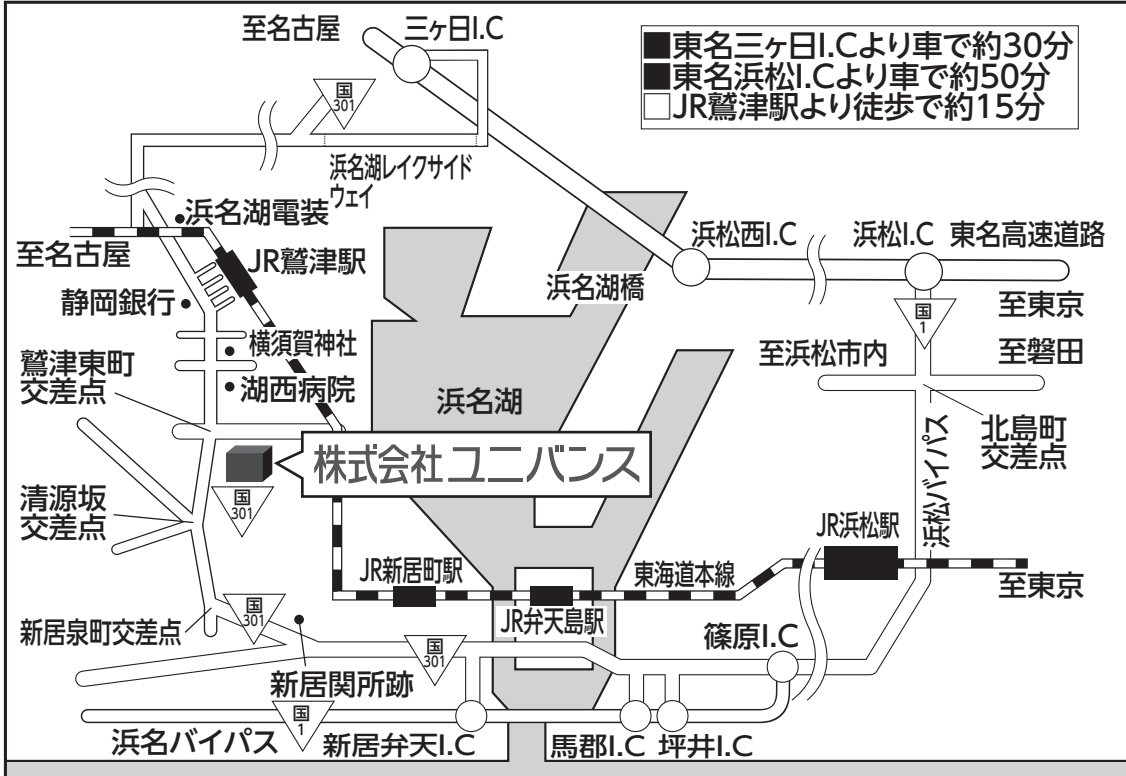
(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり可決された場合、当社の役員の構成、および役員の有する主な経験や知識は次のとおりとなります。

| 氏名      | 役職                 | 社外<br>独立 | 性別 | 選任 | 役員の有する主な経験や知識 |     |          |           |                 |                        |                |    |     |
|---------|--------------------|----------|----|----|---------------|-----|----------|-----------|-----------------|------------------------|----------------|----|-----|
|         |                    |          |    |    | 企業<br>経営      | 国際性 | 業界<br>経験 | 財務・<br>会計 | 法務/コン<br>プライアンス | ものづく<br>り(製造・<br>研究開発) | 営業・マ<br>ーケティング | 人事 | ESG |
| 鈴木 一和雄  | 代表取締役<br>会長        |          | 男性 | 再任 | ○             | ○   | ○        | ○         | ○               | ○                      |                | ○  | ○   |
| 谷 典 幸   | 取 締 役<br>副 会 長     |          | 男性 | 再任 | ○             |     | ○        |           |                 | ○                      |                | ○  | ○   |
| 高 尾 紀 彦 | 代表取締役<br>社長        |          | 男性 | 再任 | ○             | ○   | ○        |           |                 | ○                      |                | ○  | ○   |
| 石川 伸一郎  | 取 締 役              | 社外<br>独立 | 男性 | 再任 | ○             | ○   | ○        | ○         | ○               | ○                      | ○              | ○  | ○   |
| 三 好 通 生 | 取締役常勤<br>監査等委員     |          | 男性 | —  | ○             | ○   | ○        |           | ○               |                        | ○              | ○  | ○   |
| 森 嶋 正   | 取 締 役<br>監 査 等 委 員 | 社外<br>独立 | 男性 | 再任 | ○             | ○   |          | ○         | ○               |                        |                | ○  | ○   |
| 山本 あつ美  | 取 締 役<br>監 査 等 委 員 | 社外<br>独立 | 女性 | —  | ○             |     |          | ○         | ○               | ○                      |                | ○  | ○   |
| 松 本 直 樹 | 取 締 役<br>監 査 等 委 員 | 社外<br>独立 | 男性 | —  | ○             | ○   |          | ○         | ○               |                        |                | ○  | ○   |

## 株主総会会場ご案内図

■会 場：静岡県湖西市鷺津2418番地  
株式会社ユニバンス 本社会議室



 ミックス  
紙 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC® C013080